



社会福祉法人いわき福音協会

# 会 報

第8号  
2004. 3. 31

発行責任：いわき福音協会 ☎0246-25-8131  
住 所：福島県いわき市平上平窪字古館1-2

## 勇気をだしなさい

—ヨハネによる福音書16章33節—

いわき福音協会理事長

海 野 洋

今、福祉が「新しい時代」への潮流に乗ろうとしております。

自らの生きかたを選び、それに相応しいサービスを受ける。選択とサービス提供者との契約競争の時代です。

この制度改革当初、施設運営には少なからずの不安があ

りました。それでも先行きが見え、これからと思つたのも束の間、制度の財政破綻が囁かれ、最近では介護保険との統合議論も浮上してきました。

こうした変化に現場は戸惑いがありますが、それでも福祉改革は非常に大切です、何より障害をもつ方々にとつ

ては、長く求めていた当然の改革であつたでしょう。

私達にしても一層の支援をする一方で様々に変わる福祉状況に翻弄され、利用者一人一人を見失つてはならないと思つてます。

現実的には、施設でしか果し得ない役割を、今、担つていけることも忘れてはならず、なすべきこと、護るべきことをしっかりと見極めながら進めたいものです。

いっぽうで「いわき福音協会」が、地域福祉にどれほど貢献ができるか、社会福祉法

人という公益性からも、その責任は大変重いと認識したい。そうでなくとも社会福祉法人と言うものは「一体何をやっているところか分からない」という声を聞きます。

以前の福祉は特別な分野であつた。いまは普遍化し、多様な福祉サービスが求められる時代ですし、勿論、こうした求めに躊躇してはならないが、ただ思いつく儘の取組みだけは戒めたいと思つています。

ともあれこうした時代の激しい変化の中で、できれば事業への挑戦を見送り、避けたい思いがあります。が、それは法人の存在価値を失うことを覚悟しなければなりません。厳しい時にこそ、勇気を出すことの大切さを聖書は示しております。

かつてイエス・キリストが弟子の一人に裏切られ、十字架への道を歩んだとき、弟子達は皆逃げ去り誰もついてきませんでした。彼はあらゆる人間の罪を背負つてはりつけにされました。それでも死への道を退かなかつた勇気は、神への絶対的な信頼があつたからと言われています。そしてこの世には悩みがあり、避けて通ることはできないといっています。

私達にしてもさらなる困難があるかも知れません。そのときこそ「勇気」という武器をもつて挑戦したいものです。



身体障害者テイスサービスセンター光の家 利用者 渡辺由久さんの作品

# ホームヘルプステーションシャローム

障害者に対する制度が平成十五年より措置制度から支援費制度に変わり、ホームヘルプステーション「シャローム」が立ち上がりました。

当事業所は、障害者本人自身が必要とする訪問介護を選び申請し、居宅生活支援費の支給決定を受けた方が対象となります。

利用者が地域で生活を営むことにおいて、日常生活ができるよう、利用者の意思や人格を尊重しつつ、利用者の置かれている環境に応じて、居宅介護の提供をすることを目的に運営されています。

- 一、身体介護(ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事など身体にかかわる介助)
- 二、家事援助(ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助)
- 三、移動介護(通院や外出の介助)
- 四、日常生活支援(身体介護や家事援助・見守りなど生活全般を支援)

これらのサービス内容から利用者宅を訪問し、市からの支給量と、具体的にどのようなサービス実施

日時間帯など利用される方とお話しを持ち、計画を立て、その計画に基づき、サービスを提供します。

初回は、サービス提供責任者が登録ヘルパーと同行し、顔合わせ、具体的なサービス内容を伝達し、利用者を確認して、サービスの提供となります。その後は、ヘルパーのみで、利用者宅へ訪問となります。よりよいサービスが提供できるよう訪問や電話などで情報交換を大切に、常に何を求めているか、何をどうしたいのか、利用している方の生活状況はどうなのか等、早めに情報をキャッチするよう心がけています。また、なかなかヘルパー同士顔を合わせる機会がない為、月一回集合日をもつて情報交換に努めています。

現在、在宅利用者数は約五百件です。登録しているヘルパーは二〇人強で、十七人が実働しています。

利用される方の、居宅での生活が円滑に充実した生活を送れるようヘルパー共々、日々努力して支えて行きたいと思っております。

# いわき市障害児及び障害者地域療育等支援事業

当事業は平成八年十月から福島整肢療育園(医療機関、肢体不自由児施設・重症心身障害児施設)に委託され今年度も継続実施している事業です。

事業内容は①在宅支援訪問療育等指導事業(巡回相談・訪問による健康診査)

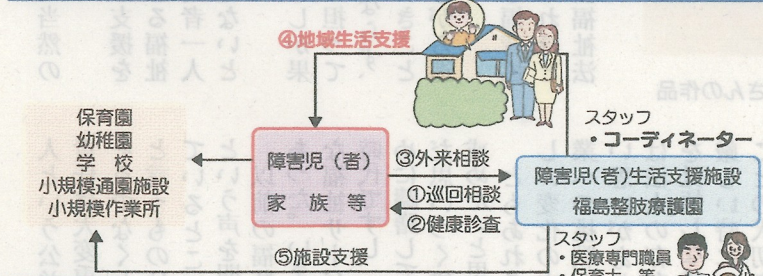
②在宅支援外来療育指導事業(在宅障害児等及びその家族等に対し、実施施設において療育等の相談及び指導を行うこと。③地域生活支援事業(在宅福祉を担当する職員(コーディネーター)が在宅障害児等に対する援助プログラム等を作成し、在宅障害児等の地域生活を支援

すること。④施設支援一般指導事業(心身障害児通園施設、障害児保育を行う保育所等の職員に対し、在宅障害児等の療育に関する技術の指導を行うこととなっています。特にコーディネーターとしての活動は地域生活支援事業の相談・援助プログラムの作成、サービスの利用企画・調整などが中心となっています。現在、市内の障害児(者)〇〇名となっています。

活動範囲は市内全域となりますので往復六十キロを超える場合もあります。利用者の方の年齢は幼児から学校教育修了の方、さらに五十代の方に至るまで幅があります。それぞれにニーズも異なりますが、地域での生活を支えていくことを考えた場合、介護の労力も大きいのですが、さらに、先が見えないという不安が家族の力を削

# 支援部門紹介

いわき市障害児及び障害者地域療育等支援事業の概要



- 事業の内容**
- ①巡回相談 家庭等を訪問し、各種の相談・援助をおこないます。
  - ②健康診査 医療機関等における健康診査を受けることが困難な方の家庭を訪問し、健康診査をおこないます。
  - ③外来相談 当園において、各種の相談・援助をおこないます。
  - ④地域生活支援 (この事業は委託が必要) コーディネーターが、在宅療育等に関する相談・援助プログラムの作成、在宅福祉サービスの利用の企画・調査等をおこないます。
  - ⑤施設支援 心身障害児通所施設、障害児保育を行う保育所・幼稚園、小規模作業所等の職員の方に、療育に関する技術の指導をおこないます。

ぐことになっているのを感じます。こうした家族に対して、相談援助をしてゆく過程の中で実際にサービスの利用や制度利用につなげていくことで、家族の負担が少しでも軽くなっていくことが本人の有様にも伝わっていることに触れることができました。今後とも相談援助をしていくうえで関係機関等との連携を図りながら進めたいと思います。

知的障害者  
デイサービス事業

地域において就労が困難な在宅の知的障害者が通所し文化的活動・機能訓練等を行うことにより、利用者の自立の促進、生活の質の向上などを図ることを目的に、知的障害者デイサービス事業所「風のつばさ」は、平成十三年四月はまゆう通勤寮内にオープンしました。

当初は五人の定員でしたが、平成十五年四月の支援費制度開始を受け十人の定員となりました。利用日は月曜日・金曜日・九時～十六時と なっており、希望する方には十三時より入浴を実施しています。その日によって通所してくる人数が若干変わりますが、平均七人の方が通所してきます。朝通所してくるとまず健康チェックとして体温を計り、その後各々にあわせたメニューに沿って一日を過ごすこととなります。散歩が好きな方。体育館で体を動かすのが好きな方。テレビで時代劇を見るのが好きな方。掃除をしゴミを集めて歩く方。絵を書いている方。また、これだけはやらなければ気がすまない毎日決まったパターンで過ごしている方。等いろいろな過ごし方をしています。障害の重い方に対しては

風のつばさ

「スノーズレン」を導入して、多動な方や自閉的傾向の方に落ち着きをもたらす効果を挙げております。また、小集団の利点として行動をしやすいうことがあげられると思えます。このことを生かし、白鳥を見に行ったり、フラワーセーターに出かけたりと、こだまダムに出かけたりと天気がよく気持ちの良い日などは積極的に外に出かけるようにしています。支援費制度において居宅生活支援費の対象となり、地域生活者の日中活動の場として、ますます需要が高まると思われれます。

利用する方に満足して頂けるサービスを提供していきたいと思っております。



市障害者作品展見学

法人が実施する

地域生活

障害者就業・生活支援センター事業

いわき障害者就業・生活支援センターは、障害者の方の職業的自立に向け、生活面、就業面で日常的に支援することを目的とし、平成十四年五月、改正障害者雇用促進法に基づきスタートしました。

併設施設としての はまゆう通勤寮は従来より知的障害者の就労支援を行ってきましたが、平成十二年度に「あつせん型雇用支援センター」の指定を受け、加えて身体、精神障害の方の就労相談も行うこととなりました。

具体的には、センターの窓口だけでなく、スタッフが家庭、



ジョブコーチによる就労支援の様子

グループホーム、職場等を訪問し、直接助言などを行っています。より個人に即した支援を可能にする為に保健医療機関や学校、施設、ハローワークや障害者就業センター等との連携も図っています。本人さんが日々をより快適に暮らせるかを大切なポイントとし相談にあたっていきます。

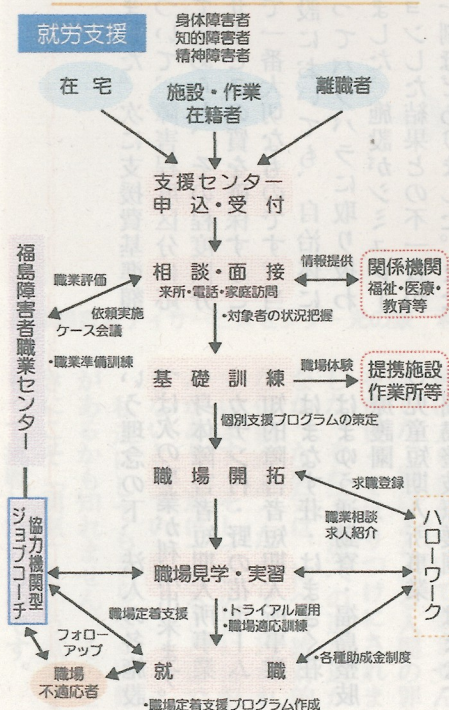


今後関係機関と連携し、様々な資源を活用しながら本人さんを支え続けていきたいと考えております。

が配置されました。職場への適応に課題を持つ障害者の方に対し、就職前に係わらず、職場にジョブコーチを派遣し、マンツーマンの支援体制のもと、きめ細かな人的支援を行うことで雇用の促進と安定を図るものです。現在、花き栽培、病院デイサービスでの清掃、金属加工の職場で定着支援中です。



いわき障害者就業・生活支援センター





# 市町村障害者生活支援事業

光の家で行っている市町村障害者生活支援事業は、平成九年十月にいわき市からの委託として開始されました。この事業の対象者は、いわき市内に在住している生活支援を必要とする身体障害者等及びその家族の方です。平成一五年度は六〇〇件以上の相談支援実績があります。

この事業の特徴としては、次の3点が上げられます。  
**①市民に対する障害者福祉の総合的な相談事業**  
 これまで行政が行っていた縦割りの施策ではなく、障害者の地域生活における総合的な相談事業を実施しています。相談者のニーズに応じた助言や各種制度・福祉サービスの利用援助を行います。また、社会福祉士、OT・PT等の専門的な情報や技術の提供にも応じています。

また、時間外の問い合わせには携帯電話で応じる等の工夫をしています。利用者の都合にあわせて柔軟に対応するようにしています。

**②地域の様々な社会資源を組み合わせるコーディネート機能**

地域での生活はその人のニーズに基づいて、所得、介

護、福祉機器、医療保険等の様々な制度・社会資源を活用することで成り立ちます。生活支援事業は相談者のニーズに応じて地域にある様々な社会資源について情報を提供し、他機関の紹介を行います。また、様々な機関や制度を利用する場合の連携、調整に関する援助を行います。特に、支援が困難なケースの場合には、積極的にケアマネジメントを活用して支援しています。

**③ピアカウンセリングの実施**

ピアカウンセリングとは、同じ障害を持った仲間(ピア)として障害当事者が援助活動にあたることです。同じ経験を持つ当事者だからこそ、相談者の側にたつて話を聞くことができ力づけを行うことができます。現在肢体・視覚・聴覚それぞれの障害をお持ちの3名の方が活躍されています。

当センターの主な特徴としては、デイサービスの利用者さんからの要望はもちろんのこと、各地区保健福祉センターや養護学校、MSWとのネットワークの中で、申請援助、関係機関と連携したケア

## 支援費制度に移行して

### 知的障害者更生施設はまぎく荘

昨年四月にスタートした支援費制度も一年が経過しました。従来の措置制度と大きく異なる点は、福祉サービスの利用が行政処分という形によつて本人に与えられるのではなく、利用者本人が事業者と対等な立場で契約を行い、お金を払ってサービスを購入するという契約制度になったことです。利用者自身が選択、決定が出来、地域で普通の生活を送ることが目的です。施設サービスを利用中は権利を擁護し、生活の質を維持、向上を図ります。それに対しての苦情解決のための窓口、解決システムが事業所に設置されました。

マネジメントの実施をしています。今後も、一層利用者さんの意向に添って支援できるように心がけていきたいと思っております。

れました。次に支援費基準額について、障害程度区分に応じて定められ、その程度区分はサービスの質を確保することとで一番大切なものです。当施設においても、自治体によつてバラバラに取り扱われました。施設がシミュレーションした結果との不一致が約一割ほどありました。また利用者には調査員の方が「できませんか」との質問に「はい」と答えるように行政側の質問の仕方に配慮が足りなかったように思います。また本人がよく話す人は会話能力が高いので全体的に能力を高く判定したなどの問題点も見られました。次に契約、重要事項説明・個別支援計画。この中で契約と重要事項説明については、施設も、本人も家族の方も初めての事で、時間も掛かりましたが一部みなしとしての契約も含め全員契約を終えることが出来ました。

支援費制度の大きなねらいの地域生活への支援、施設から在宅へ、施設から地域へと

- 児童短期入所事業 福島整肢療護園・はまなす荘・はまぎく荘・はまゆう通動寮
- 知的障害者地域生活援助事業(グループホーム) 市内に十五ヶ所
- 在宅障害者生活支援事業 光の家・福島整肢療護園
- 身体障害者デイサービス事業 光の家
- 知的障害者デイサービス事業 風のつばさ
- 身体・知的障害者・児童居宅介護事業。 ホームヘルプステーション シャローム

という理念の下、法人の各施設では次の事業が利用出来ます。  
 ○ 身体障害者短期入所事業 カナン村・野の花ホーム  
 ○ 知的障害者短期入所事業 はまなす荘・はまぎく荘  
 はまゆう通動寮・福島整肢療護園  
 ○ 児童短期入所事業 福島整肢療護園・はまなす荘・はまぎく荘・はまゆう通動寮

## 編集後記

法人の会報第八号をお届けいたします。発行に際しお忙しい中、原稿および企画にご協力下さい

ました皆様は心より感謝申し上げます。尚、お気づきの点がございましたら、法人事務局までご意見をお寄せ下さい。

